

# 消費税率引き上げに伴う 介護予防・日常生活支援総合事業の 報酬単価の見直しについて

高松市 長寿福祉課

## ◆訪問型・通所型サービス <基本単価>

	従前相当サービス	サービスA	サービスC
訪問型サービス	1回当たり	1回当たり	1回当たり
	週1回まで (事、支1・2) <b>267単位/回</b>	週1回まで (事、支1・2) 225単位/回	包括からの委託業務 期間：6か月
	※月4回を超える場合 <b>1,172単位/月</b>	※月5回まで	
	週2回まで (事、支1・2) <b>271単位/回</b>	週2回まで (事、支1・2) 225単位/回	
	※月8回を超える場合 <b>2,342単位/月</b>	※月10回まで	
	週2回を超える程度 (事、支2) <b>286単位/回</b>		
※月12回を超える場合 <b>3,715単位/月</b>			
通所型サービス	3時間以上	<b>3時間以上</b>	1時間30分以上
	1回当たり	1回当たり	1回当たり
	週1回まで (事、支1) <b>380単位/回</b>	週1回まで (事、支1・2) <b>330単位/回</b>	週1回まで <b>307単位/回</b>
	※月4回を超える場合 <b>1,655単位/月</b>	※月5回まで	期間：6か月
	週2回まで (事、支2) <b>391単位/回</b>	週2回まで (事、支2) <b>330単位/回</b>	
※月8回を超える場合 <b>3,393単位/月</b>	※月10回まで		

## ◆訪問型サービス &lt;加算&gt;

	従前相当サービス	サービスA
初回加算	200単位	<b>150単位</b>
生活機能向上 連携加算	(I) 100単位/月 (II) 200単位/月	(I) 100単位/月 (II) 200単位/月
介護職員 処遇改善加算	(I) 所定単位×13.7% (II) 所定単位数×10% (III) 所定単位×5.5% (IV) (III)の90% (V) (III)の80%	-
介護職員等 特定処遇改善加算	<b>(I) 所定単位×6.3%</b> <b>(II) 所定単位×4.2%</b>	-
同一建物減算	×90%	×90%
特別地域加算	15%	15%
中山間地域小規模 事業所加算	10%	10%
中山間地域サービス 提供加算	5%	5%
有資格者による サービス提供加算	-	<b>5単位/回</b>

※「初回加算」及び「有資格者によるサービス提供加算」は、  
2019年10月から2021年3月末までの時限措置とする。

## ◆通所型サービス <加算・減算>

	従前相当サービス	サービスA	サービスC
生活機能向上 グループ活動加算	100単位/月	100単位/月	-
運動器機能向上加算	225単位/月	<b>150単位/月</b>	-
栄養改善加算	150単位/月	150単位/月	150単位/月
口腔機能向上加算	150単位/月	150単位/月	150単位/月
選択的サービス 複数実施加算	(I) 運動・栄養・口腔のうち 【2つ実施】480単位/月 (II) 運動・栄養・口腔のうち 【3つ実施】700単位/月	(I) 運動・栄養・口腔のうち 【2つ実施】480単位/月 (II) 運動・栄養・口腔のうち 【3つ実施】700単位/月	【栄養・口腔両方実施】 480単位/月
事業所評価加算	120単位/月	<b>120単位/月</b>	-
サービス提供体制 強化加算	(I) イ 事・支1 72単位/月 事・支2 144単位/月 (I) □ 事・支1 48単位/月 事・支2 96単位/月 (II) 事・支1 24単位/月 事・支2 48単位/月	-	-
生活機能向上 連携加算	200単位/月 ※運動器機能向上加算を算定している場合 100単位	200単位/月 ※運動器機能向上加算を算定している場合 100単位	-
栄養スクリーニング加算	5単位/回 (6月に1回を限度)	5単位/回 (6月に1回を限度)	-
介護職員 処遇改善加算	(I) 所定単位×5.9% (II) 所定単位×4.3% (III) 所定単位×2.3% (IV) (III)の90% (V) (III)の80%	-	-
介護職員等 特定処遇改善加算	(I) 所定単位×1.2% (II) 所定単位×1.0%	-	-
利用定員を超える 場合の減算	×70%	×70%	-
看護・介護職員の員数が基準に 満たない場合の減算	×70%	×70%	-
中山間地域等 サービス提供加算	5%	5%	-
若年認知症利用者 受入加算	240単位	-	-
同一建物減算	事・支1 -376単位/月 事・支2 -752単位/月	-87単位/回	-
送迎減算	-	-	-

※ 「介護職員等特定処遇改善加算」以外の加算は、2019年10月から2021年3月末までの時限措置とする。